

◎新潟県告示第311号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和54年新潟県告示第912号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前																				
<p>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p>			<p>公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第1項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p>																				
<p>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水域</th> <th>該当類型</th> <th>達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大川（中継川及び小俣川を含む全域）</td> <td>A</td> <td>ア</td> </tr> <tr> <td>両津湾（乙水域及び丙水域で、別記の水域）</td> <td>海域B</td> <td>ア</td> </tr> </tbody> </table>			水域	該当類型	達成期間	大川（中継川及び小俣川を含む全域）	A	ア	両津湾（乙水域及び丙水域で、別記の水域）	海域B	ア	<p>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水域</th> <th>該当類型</th> <th>達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大川（中継川及び小俣川を含む全域）</td> <td>A</td> <td>ア</td> </tr> <tr> <td>両津湾（乙水域及び丙水域で、別記の水域）</td> <td>海域B</td> <td>ア</td> </tr> </tbody> </table>			水域	該当類型	達成期間	大川（中継川及び小俣川を含む全域）	A	ア	両津湾（乙水域及び丙水域で、別記の水域）	海域B	ア
水域	該当類型	達成期間																					
大川（中継川及び小俣川を含む全域）	A	ア																					
両津湾（乙水域及び丙水域で、別記の水域）	海域B	ア																					
水域	該当類型	達成期間																					
大川（中継川及び小俣川を含む全域）	A	ア																					
両津湾（乙水域及び丙水域で、別記の水域）	海域B	ア																					
<p>（注）</p> <p>1 該当類型の欄中「A」は、環境庁告示別表1の(1)の<u>アの類型を</u>、「<u>海域A</u>」は、同表の2の2の<u>アの類型</u>を示す。</p> <p>2 達成期間の欄中「ア」は、「<u>直ちに達成</u>」を示す。</p> <p>（別記）</p> <p>両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、<u>両津港北防波堤</u>、<u>両津漁港南防波堤</u>、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、<u>両津漁港北防波堤</u>及び陸岸により囲まれた海面（乙水域）及びこれに接続する加茂湖（丙水域）</p>			<p>（注）</p> <p>1 該当類型の欄中<u>海域の表示のあるものは</u>、環境庁告示別表2の2の<u>海域の表の類型を</u>、<u>海域の表示のないものは</u>、同表の1の(1)の<u>河川（湖沼を除く。）アの表の類型</u>を示す。</p> <p>2 達成期間の欄中「ア」とは<u>直ちに達成</u>を示す。</p> <p>（別記）</p> <p>両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、<u>両津漁港南防波堤</u>、<u>同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線</u>、<u>両津漁港北防波堤</u>及び陸岸により囲まれた海面（乙水域）及びこれに接続する加茂湖（丙水域）</p>																				